

岩手県告示第72号

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第3号の規定に基づき知事が定める契約（平成17年岩手県告示第1096号）の一部を次のように改正する。

平成24年1月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
1 次に掲げる物品を借り入れる契約 (1)～(5) [略] (6) <u>道路維持作業用自動車</u>	1 次に掲げる物品を借り入れる契約 (1)～(5) [略] (6) <u>自動車（道路維持作業用自動車及び災害からの復旧復興の業務のため使用する自動車に限る。）</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	